


公益社団法人福岡中部法人会

法人会ニュース



福岡中部法人会
ホームページはこちらから

●今月の便に同封している書類（ご案内等）

- ◆「花いっぱい運動」のご案内（第3支部・第4支部）

●本部等の行事

月	日	曜	内容
5	13	(月)	租税教室合同会議 15:00 ~ 16:00 於: 事務局会議室
5	14	(火)	パソコン講座(ワード初級) ~5/15(水) 10:30 ~ 16:30 於: サンセルコビル7F
5	16	(木)	パソコン講座(エクセル初級) ~5/17(金) 10:30 ~ 16:30 於: サンセルコビル7F
5	16	(木)	花いっぱい運動(第3・第4支部) 14:30 ~ 16:00 於: 昭和通り37花壇
6	5	(水)	第13回通常総会 15:00 ~ 17:00 於: 西鉄グランドホテル
6	5	(水)	会員交流会 17:30 ~ 19:00 於: リ

●支部の行事

特にありません

●青年部会の行事

月	日	曜	内容
5	15	(水)	役員会 10:00 ~ 11:00 於: 事務局会議室
5	29	(水)	2023年度中監査 15:00 ~ 16:00 於: リ

●女性部会の行事

月	日	曜	内容
5	10	(金)	役員会 11:00 ~ 12:00 於: 事務局会議室

(I) 税務カレンダー

- 5月10日 ●源泉所得税の納付
- 5月15日 ●特別農業所得者の承認申請
- 5月31日 ●個人の道府県民税及び市町村民税の特別徴収税額の通知
●3月決算法人の確定申告
●9月決算の法人の中間申告、消費税・地方消費税の中間申告
●確定申告税額の延納届出に係る延納税額の納付

(II) 知らないと損する税情報

令和6年税制改正～納税環境の整備～

税理士 堤 一博

令和6年度税制改正における所得税法等の一部改正法案及び地方税法等の一部改正法案は、令和6年3月28日、参院本会議での賛成多数可決で成立しました。

今回の改正では、納税環境整備として、納税におけるコンプライアンスの確保のため、更正の請求に係る隠蔽・仮装行為に対する重加算税制度が整備されました。

近年、更正の請求制度を悪用し、不正に還付を受ける事例が把握されて税制調査会において議論されていました。

税制調査会などで議論された法人税関係の事例では、一旦、適正な法人税確定申告書を提出したのち、その申告において原価（外注費）の計上漏れがあって課税標準額が過大となった結果、過大な法人税額を納付したとして更正の請求を行い、還付金を受領するといったものでした。

また、所得税関係の事例では、実態のない医療費に係る所得控除等の更正の請求などがありました。

そもそも「更正の請求」とは、国税通則法第23条に規定され、申告後にその申告の誤り等に気付き、納付税額の減額を求めて税務当局に国税の減額の更正を請求できるというもので、その結果として、過大支払となった国税の納税額の還付を受けるものです。

この更正の請求ができる要件は、「当初申告書に記載した課税標準等又は税額等の計算が、①国税に関する法律の規定に従っていなかったこと、又は、②当該計算に誤りがあり、③当該申告書の提出により納付すべき税額が過大であること」です（国税通則法第23条第1項第1号）。

把握された法人税の事例では、更正の請求書に添付した原価（外注費）の領収書等が架空のもので、その後に実施された実地調査での反面調査で、架空の領収書等を作成していたものであることが確認されました。この「更正の請求書」に添付された領収書等には、印紙が貼付されており、模造した取引先の社判を使用するなど一般的な外形が整えられたかなり精巧なものだったようです。一般的には、このような行為が通常の法人税の確定申告書に係る税務調査で把握された場合には、「仮装隠蔽の事実」があったとし重加算税の対象とされます。

ところが、従来の制度では、納税者が事実を隠蔽し又は仮装したところに基づき更正請求書を提出していた場合においては、その後の処理においては、重加算税を賦課することができませんでした。

というのも、国税通則法第68条第1項に規定する重加算税の課税要件は、

「納税者がその国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、その隠蔽し、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していたとき」

とされています。この納税申告書は、国税通則法第2条第6号において

「申告納税方式による国税に関し国税に関する法律の規定により次（略）に掲げるいずれかの事項その他当該事項に関し必要な事項を記載した申告書」

をいうと規定されていて、同法第23条第3項に規定する「更正請求書」はこれに該当しないとされていました。

つまり、仮装隠蔽が行われた「納税申告書」を提出した場合は重加算税の対象となります、納税者が申告後に税額の減額を求める仮装隠蔽による行為に基づいて作成された「更正請求書」を提出した場合には、「更正の請求書」は「納税申告書」ではないため、たとえ仮装隠蔽が行われたとしても重加算税は賦課できないという建付けです。

この点を奇貨として、一旦、確定申告書を適正に作成・提出しておいて、更正の請求で仮装隠蔽により課税標準を減少させて不正に税額の還付を受けるというスキームです。仮に税務当局に仮装隠蔽の事実を把握されても重加算税賦課のリスクを回避することができるという訳です。

「納税申告書」か「更正請求書」という税務当局に対する手続の違いで、同じ仮装隠蔽行為が行われたにもかかわらずそのペナルティの水準（重加算税か過少申告加算税かの違い）が異なるのは、重加算税の趣旨である納税義務違反の発生の防止という目的に鑑み適切であるとはいえば、更正の請求に係る仮装隠蔽行為を未然に抑止する必要があるとの見地から、仮装隠蔽行為に基づき「更正請求書」を提出した場合も重加算税の賦課対象に加えることとされました。

この措置は、令和7年（2025年）1月1日以後に、その法定申告期限が到来する国税について適用され、同日前に法定申告期限が到来した国税については従前どおりです。

つまり、法人税については10月決算法人の場合には令和6年10月決算期分から、所得税については令和6年分から、それぞれ適用されることとなります。

また、消費税においても、消費税法第52条第1項（仕入れに係る消費税額の控除不足額の還付）及び同法第53条第1項（中間納付額の控除不足額の還付）では、それぞれ「申告書の提出があった場合において」と規定されていて、上記の国税（法人税・所得税等）と同様に、国税通則法第23条第3項に規定する更正請求書の提出はこれに該当しないとされていました。

消費税法は、「偽りその他不正の行為により」還付を受けた者を10年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金に処する（消費税法第64条第1項）旨を規定するとともに、この未遂、すなわち、還付を受けずとも申告書を提出した段階において罰する（消費税法第64条第2項）旨も規定しています。

この「偽りその他不正の行為」とは、国税通則法、所得税法及び法人税法において用いられているそれと同義であるとされています。これまででは、納税者が偽りその他不正の行為に基づき更正請求書を提出していたときには、罰則を科すことができませんでした。今回、消費税（地方消費税）の不正受還付犯（未遂犯を含む。）の対象に、「偽りその他不正の行為による更正の請求に基づく還付」を加えることとされました。

この措置は、法律の公布の日から起算して10日を経過した日以後にした違反行為について適用するとされています。

ここでワンポイント！

「仮装隠蔽行為」とは、一般的に「所得隠し」と呼ばれ、「仮装隠蔽行為」は行政上の処分であるのに対し、「偽りその他の不正行為」とは、「脱税」と呼ばれていて、司法上の処分となります。

因みに、法人税法では、上記の消費税法の規定に対応する条文は、第159条第1項で、「偽りその他の不正の行為により、法人税を免れ、又は法人税の還付を受けた場合には、法人の代表者でその違反行為をした者は10年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」旨規定していることを申し添えます。

福岡中部法人会 講習会・研修会等予定表

年	月	日(曜)	時 間	主 催	行 事	会 場
2024	6	5(水)	15:00~17:00	本 部	第13回通常総会	西鉄グランドホテル
		5(水)	17:30~19:00	本 部	会員交流会	〃
		19(水)	14:00~15:45	本 部	リスクマネジメントセミナー (福岡地区五法人会共催)	博多バスターミナル大ホール
		21(金)	14:00~15:45	本 部	〃	リモート(オンライン)
	7					
	8		15:00~16:30	本 部	改正税法説明会	福岡ガーデンパレス
	9		14:00~16:30	本 部	決算事務説明会	福岡ガーデンパレス

※ 日時、会場等変更になる場合があります。(空白のところは未定です)